

## 資料5

### 沖縄県振興審議会運営方法等について

平成23年4月18日  
沖縄県振興審議会会长決定  
沖縄県振興審議会確認

新たな計画（「沖縄21世紀ビジョン基本計画」）等に関する沖縄県振興審議会（以下、「県審議会」という。）の調査審議等に係る運営方法等については、以下のとおりとする。

#### 1 調査審議の目的

- (1) 沖縄振興計画の期限が残り1年を切り、新たな沖縄の創造に向けたあり方を検討する重要な時期を迎えている。
- (2) こうした中、県では、未来を見据え、県民の参画と協働のもとに、将来のあるべき沖縄の姿を描いた基本構想である沖縄21世紀ビジョンを策定した。
- (3) 同時に、現行の沖縄振興計画に基づく各種施策等の総点検を実施し、課題及び対策等の検証を行った。
- (4) これらを踏まえ、沖縄県振興審議会は、県が取りまとめる新たな計画等に関する諮問事項について、委員それぞれの専門的観点に基づき調査審議を行う。

#### 2 調査審議について

- (1) 新たな計画等に関し、県が作成・取りまとめた資料及び委員並びに部会又は専門委員から提出された意見等に基づき、委員それぞれの専門的観点により調査審議を行う。
- (2) 新たな計画等に関する調査審議事項が多岐にわたることなどから、県審議会の下に部会を設置し、専門委員を配置して集中的に調査審議を行う。
- (3) 委員及び専門委員は、適宜、意見書を提出することができる。
- (4) 部会長には、県審議会委員を充てる。
- (5) 県審議会委員は、部会に出席し、意見を述べることができる。
- (6) 専門委員は、属する部会以外の部会に出席し、意見を述べることができる。
- (7) 部会間の意見の調整、県審議会報告事項の取りまとめ等のため正副部会長合同会議を設置する。会議の運営に関し必要な事項は、総合部会長が定める。
- (8) 会議の進行等について、県審議会担当又は部会担当部課は、会長又は部会長と事前に十分な調整を行う。
- (9) 県は、資料等の提供にあたっては、十分な調査審議が可能となるよう配慮する。

### 3 部会の設置等について

- (1) 新たな計画等に関する調査審議のため下表のとおり、部会を設置する。
- (2) 部会の運営は、「沖縄県振興審議会運営要綱」、部会を担当する部等については、「沖縄県振興審議会運営要領」とおりとする。（下表の（）内は、部会担当部及び課）

部会名	所掌事務
総合部会 (企画部企画調整課)	基本方針、経済社会、財政、土地利用、米軍基地問題、県民生活、交流等に関すること
産業振興部会 (商工労働部産業政策課) (文化観光スポーツ部観光政策課)	観光・リゾート産業、情報通信関連産業、商工業、科学技術、産業人材育成（他部会の所掌に属するものを除く。）、雇用、エネルギー等に関すること
農林水産業振興部会 (農林水産部農林水産企画課)	農林水産業等に関すること
離島過疎地域振興部会 (企画部地域・離島課)	離島過疎地域の振興、定住条件の整備等に関すること
環境部会 (環境生活部環境政策課)	公害防止、廃棄物対策、環境保全、自然景観の保全等に関すること
福祉保健部会 (福祉保健部福祉保健企画課)	社会福祉、保健衛生、医療、安全・安心等に関すること
学術文化・人づくり部会 (企画部企画調整課)	教育・人材育成、歴史、学術文化等に関すること
基盤整備部会 (土木建築部土木企画課) (企画部交通政策課) (企画部情報政策課)	県工構造、都市整備、交通体系（基盤・ネットワーク・コスト）、情報通信体系（基盤・ネットワーク・コスト）、水資源、災害、景観形成・風景づくり等に関すること

#### 4 日程及び調査審議事項等について

(1) 県審議会の開催日程及び調査審議事項等については、概ね下表のとおりとするが、審議状況等を踏まえ会長が決定し、委員に通知する。

諮詢事項	開催時期及び調査審議事項等
新たな計画の基本的考え方 (案)について	1 平成23年4月18日 ①委嘱状交付、②新たな計画の基本的考え方(案) の諮詢及び審議、③県振興審議会運営方法の確認、 ④部会に属すべき委員及び専門委員の指名、⑤部会 長、副部会長の指名  2 7月上旬 ①部会から調査審議結果報告等を受け、答申に向 けた審議及び取りまとめ
新たな計画(案)について	1 10月初旬 ①新たな計画(案)の諮詢及び審議  2 12月中旬 ①部会から調査審議状況の報告を受け、審議  3 平成24年3月上旬 ①部会から調査審議結果報告を受け、答申に向 けた審議及び取りまとめ

(会議の所要時間は、各2時間程度)

- (2) 部会及び正副部会長合同会議については、概ね次表のとおりとするが、審議状況等を踏まえ、部会長及び総合部会長が決定し、委員及び属する専門委員に通知する。
- (3) 部会は、所掌事務に沿って部会開催ごとの調査審議事項を設定し、審議を行う。  
部会開催日程及び議題等は、部会担当部が案を作成し、部会長と調整の上、決定する。

諮詢事項	開催時期等
新たな計画の基本的考え方(案)について	<p>【正副部会長合同会議】</p> <p>1 平成23年4月18日（所要：1時間程度）      2 6月下旬（所要：2時間程度）</p> <p>【部会】</p> <p>1 4月下旬～5月中旬      2 5月中旬から5月下旬      3 5月下旬から6月中旬</p>
新たな計画（案）について	<p>【正副部会長合同会議】</p> <p>1 10月初旬      2 平成24年2月中旬</p> <p>【部会】</p> <p>1 10月中旬      2 11月中旬      3 12月中旬      4 平成24年2月中旬</p>

(部会の所要時間は、3～4時間程度)

## 5 その他

上記のほか、県審議会及び部会の運営等に関しては、会長及び部会長と企画部企画調整課及び部会担当部で協議の上、対応する。